

動物の愛護及び管理に関する法律の 一部改正について

動物取扱業のさらなる適正化を図るため、

動物取扱業における基準が具体化

されました。

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が
取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

令和3年4月1日公布

令和3年6月1日施行

動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用 ～守るべき基準のポイント～

【7つの基準】

- 1 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 2 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 3 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- 4 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 5 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- 6 動物を繁殖の用に供することができる回数、動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- 7 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

1 飼養施設の備造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

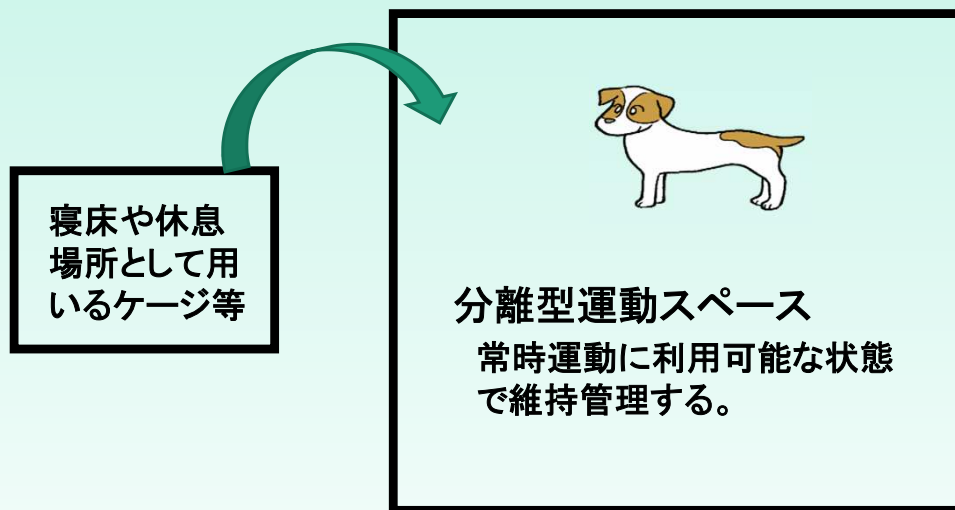
令和3年6月1日施行（既存事業者は令和4年6月1日）

運動スペース分離型（ケージ飼育等）

- ・寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- ・これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方の規定

運動スペース一体型（平飼い等）

- ・運動スペースを含む飼養施設（オリ、ケージ等）のサイズを規定



※傷病動物を飼養管理する場合又は動物を一時保管する場合等の特別な事情がある場合を除きます。

7 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

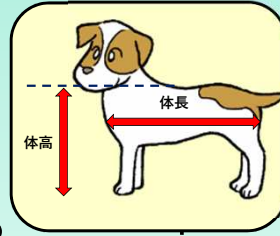
犬・猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。



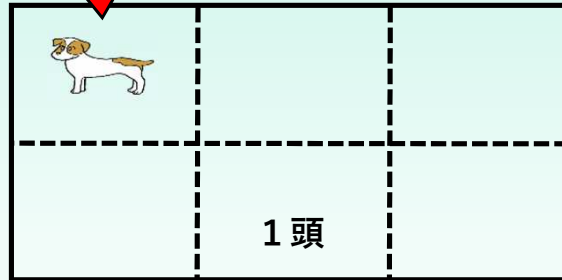
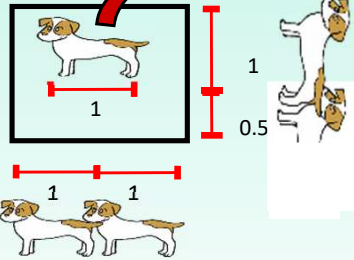
1 飼養施設に備える設備の備造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項(犬)

【運動スペース分離型】

○寝床・休息場所(ケージ等) ○運動スペース



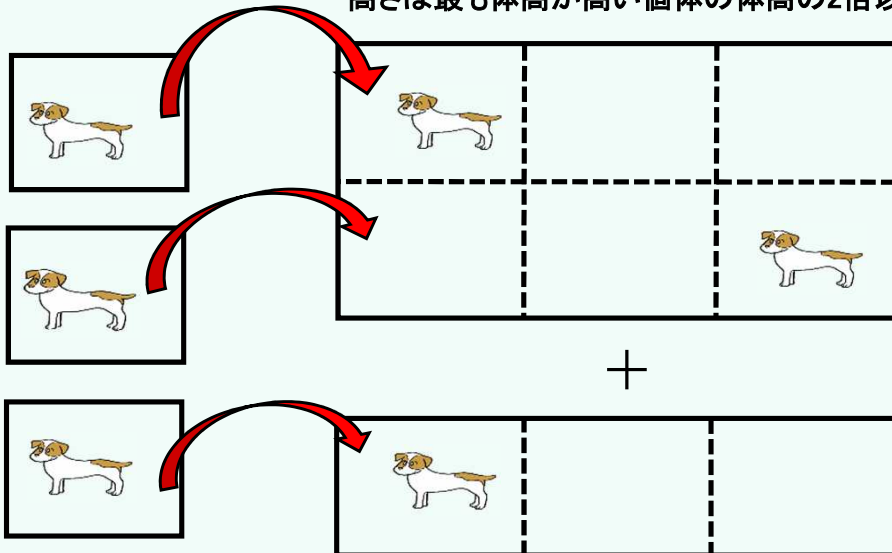
①1頭の場合:分離型ケージサイズの床面積の6倍以上
高さは体高の2倍以上



・1頭につき
タテ体長の2倍
ヨコ体長の1.5倍
高さ体高の2倍

○複数飼養(2頭以上)

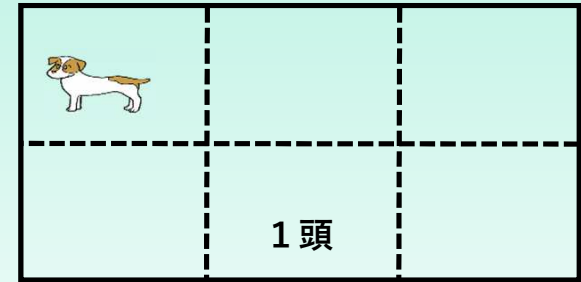
1頭あたり分離型ケージサイズの3倍の床面積
高さは最も体高が高い個体の体高の2倍以上



1頭増える毎に分離ケージサイズの3倍の床面積が必要

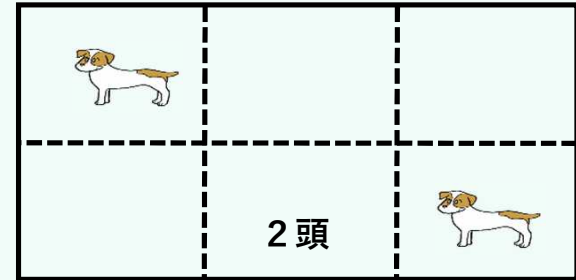
【運動スペース一体型】

①1(2)頭の場合:分離型ケージサイズの床面積の6倍以上
高さは最も体高が高い個体の体高の2倍以上

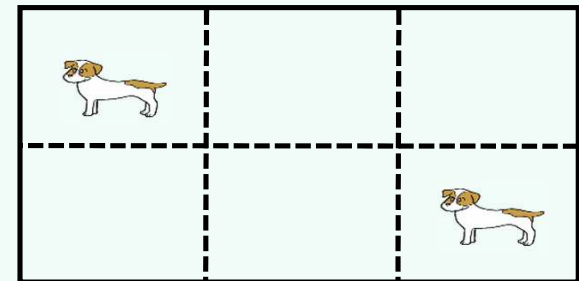


②複数飼養(2頭以上)

2頭の場合

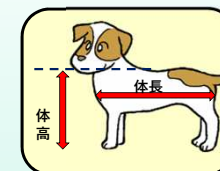


3頭の場合



1頭増える毎に分離ケージサイズの3倍の床面積が必要

1 飼養施設に備える設備の備造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項(犬)



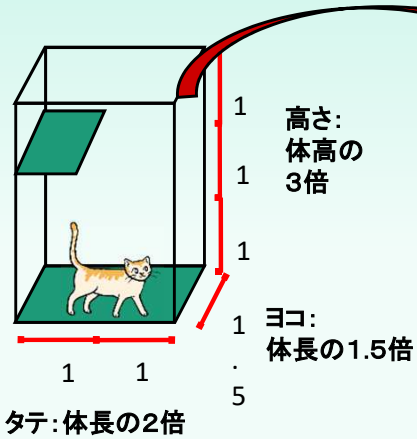
代表的な品種の体長・体高

犬種	平均体長	平均体高	最大体長	最大体高	ケージの大きさ(cm)			(cm)
					タテ	ヨコ	高さ	
ミニチュア・ダックスフンド	25	14	27	15	54	40.5	30	
チワワ	17	17	21	20	42	31.5	40	
ポメラニアン	17	17	18	18	36	27	36	
マルチーズ	21	21	25	25	50	37.5	50	
パピヨン	25	24	29	28	58	43.5	56	
シー・ズー	28	26	29	27	58	43.5	54	
トイ・プードル	27	26	29	24	58	43.5	48	
ジャック・ラッセル・テリア	30	28	34	30	68	51	60	
フレンチ・ブルドッグ	31	30	37	33	74	55.5	66	
キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル	33	32	35	33	70	52.5	66	
ミニチュア・シュナウザー	33	33	36	36	72	54	72	
シェットランド・シープドッグ	38	37	43	41	82	61.5	86	
アメリカン・コッカー・スパニエル	39	37	41	39	78	58.5	82	
柴	42	38	46	42	84	63	92	
ボーダー・コリー	54	52	59	56	112	84	118	
ゴールデン・レトリバー	62	57	67	61	122	91.5	134	
ラブラドル・レトリバー	60	57	65	62	124	93	130	

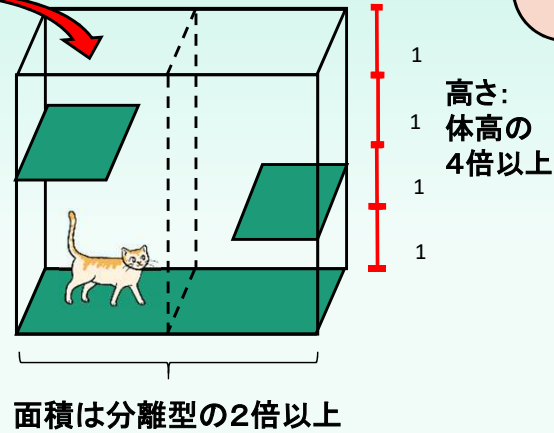
1 飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項(猫)

【運動スペース分離型】

○寝床・休息場所(ケージ等)

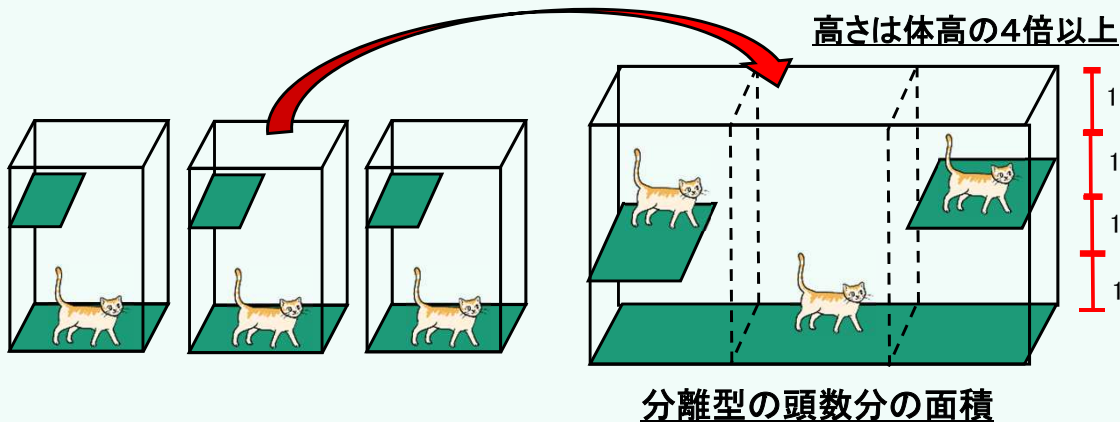


○運動スペース



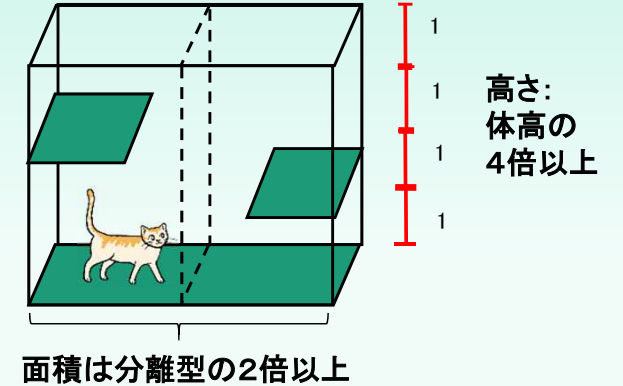
○複数飼養(2頭以上)

分離型の1個体に必要なスペース(面積) × 頭数分
高さは最も体高が高い個体の体高の 4 倍



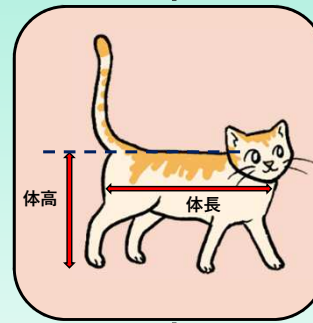
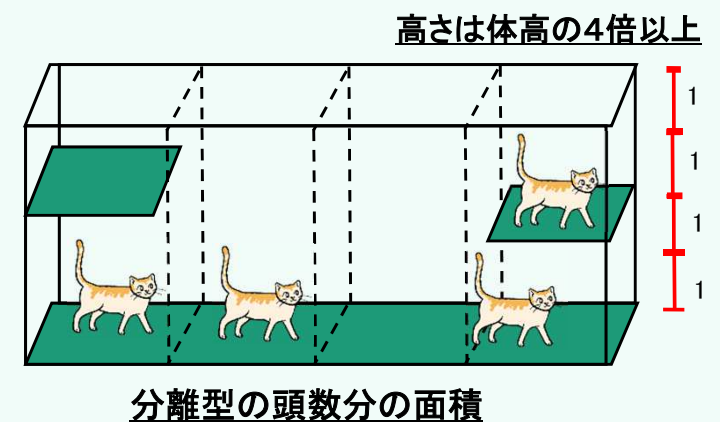
【運動スペース一体型】

○1頭飼養

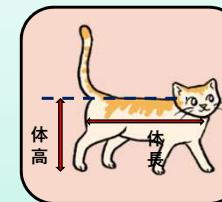


○複数飼養の場合

分離型の1個体に必要なスペース(面積) × 頭数分
高さは最も体高が高い個体の体高の 4 倍



1 飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項(猫)



代表的な品種の体長・体高

猫種	最大体長	最大体高	ケージの大きさ		
			タテ	ヨコ	高さ
マンチカン	34	22	68	51	66
ペルシャ	39	27	78	58.5	81
ロシアン・ブルー	34	24	68	51	72
アメリカン・ショートヘア	36	27	72	54	81
スコティッシュ・フォールド	43	26	86	64.5	78
シャム	30	25	60	45	75
アビシニアン	31	23	62	46.5	69
メイン・クーン	81	30	162	121.5	90
ノルウェー・ジャン・フォレストキャット	60	46	120	90	138

(cm)

1 飼養施設・設備(ケージ等)に関するその他の主な規定

- ・訓練場・ケージ等の床材としての金網の使用禁止
(犬・猫の四肢の肉球が痛まない構造である場合は除く)
- ・訓練場・ケージ等にサビ、割れ、破れ等の破損がないこと
- ・運動スペース分離型(ケージ飼育等)に関する交代利用
午前、昼、午後の3交代までは利用することが認められる。
- ・ケージの規定は移動販売、イベント販売にも適用される。
- ・ケージ等の基準は長期間使用する場合(販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)に適用される。

※保管業、訓練業は短期間の一般的な業内容
であれば、運動スペースは必須ではない。



2 飼養・保管に従事する職員の員数の考え方

- 「**常勤**」 労働基準法に定める法定労働時間
(1日8時間以内、1週40時間以内)
- 常勤の職員以外の職員
1週間に勤務する時間を合計して、40時間で割ったものを員数とする。

$$\text{常勤 1人} + \left\{ \begin{array}{l} \text{非常勤 0.5人 (一週間に20hr/40hr)} \\ \text{非常勤 0.75人 (一週間に30hr/40hr)} \end{array} \right\} = 2.25 \text{人}$$

2.25人 \neq **2人** (小数点以下切捨て)

3 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

○温度・湿度の管理基準

犬猫の品種や習性や個体ごとの身体的特徴、年齢、疾病等の健康状態により必要な温度・湿度管理を行う。

施設には温度計と湿度計を備え付ける。

○臭気の基準

悪臭防止法における「特定悪臭物質」の基準の遵守

アンモニア(し尿のような臭い)

メチルメルカプタン(腐った玉ネギのような臭い)

○光環境の管理の基準

自然採光や照明がない場所での飼養の禁止

日長変化(季節変化)に応じた光環境を管理

4 動物の疾病等に係る措置に関する事項

○1年以上継続飼養する犬・猫

年1回以上の獣医師による健康診断

繁殖個体は繁殖の適否についても診断

診断書を5年間保存

5 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

○犬・猫を長時間連続展示する場合、

①を確保すること。①ができない場合は②に努めること

①休息できる設備に自由に移動ができる状態

②展示が6時間を超えるごとに、休息时间(展示しない時間)
を設ける

○飼養施設に輸送された犬猫:輸送後2日間以上、観察

6 動物を繁殖の用に供することができる回数、動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項

(販売、貸出、展示)

令和4年6月1日施行

	雌の生涯出産回数	雌の交配時の年齢	その他
犬	6回まで	6歳以下	7歳の時点で6回未満を証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下
猫	10回まで	6歳以下	7歳の時点で10回未満を証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下



【令和3年6月1日施行】

- ・繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間分保存
- ・帝王切開を行った場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間分保存
- ・**販売される犬猫は57日齢以上**

(天然記念物の犬種を専門繁殖業者が顧客に直接販売:50日齢以上)

※秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

